

## 経過報告説明要旨（太田村長）

平成 24 年度に発覚しました、白馬村公共下水道事業受益者負担金におけます時効消滅問題では、受益者を始め村民の皆様のご信用を大きく失墜させてしまいました。平成 6 年度から賦課徴収を行ってきましました受益者負担金の事務に、このように不適切な処理がありましたことは、これまで職員が築き上げてきました村民との信頼関係を一瞬にして失わせるものであり、事務の管理・執行における最終責任者として、心よりお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

村では、昨年度 1 年をかけて、この受益者負担金問題について、過去の事務処理の状況調査と検証を進め、この 3 月に「事務改善報告書」をとりまとめ、白馬村ホームページで公表いたしました。また、報告書の内容をわかりやすく村民の皆様にお伝えし、村がこれから実行していくべき事務等をお示しするために、このたび概要版を作成し、各地区を通じて村民の皆様にご配布したところです。

本日は、私の方から、これまでの経緯につきましてご説明を申し上げます。上下水道課から、事務改善報告書概要版についてご説明させていただきます。

まず、本村の公共下水道事業は、昭和 54 年度に基本計画を策定して、平成元年度に事業に着手し、平成 5 年 8 月に一部区域で供用を開始しました。その後、徐々に供用区域を拡大してまいりましたが、平成 17 年度に第 3 期計画を完了してからは、厳しい財政状況などを理由に事業を休止しており、第 4 期計画区域である名鉄、みそら野、どんぐり地区におきましては未整備でございます。

次に受益者負担金につきまして簡単にご説明いたしますと、下水道が整備されることによって、台所やトイレなどの生活排水が衛生的に排除でき、悪臭や蚊・ハエなどが発生しにくい住みよい環境になります。この結果、下水道のない地域に比べて快適性や利便性が増して、土地の有効な利用が図られます。下水道は、地域の価値を高め、快適な生活を営むうえでの貴重な財産といえます。

しかし、下水道の建設には巨額の費用が必要となります。その上、恩恵を受ける人達は、下水道が整備された地域の人達に限られます。もし、建設費を全村民の税金などで賄おうとすると、下水道が整備されていない地域の人達に不公平な負担をかけることになってしまいます。そこで、負担の公平の原則を守り、下水道の整備によって恩恵を受ける人達から建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金であり、白馬村の場合 1 平方メートル当たり 900 円を賦課することとし、平成 6 年度から徴収を始めました。

本村の下水道整備は、平成 3 年 6 月の長野オリンピック決定が後押しとなり、驚異的な進捗で進められました。しかし、営業施設を中心に浄化槽の設置率が高く、また建物がない土地や下水道に接続しない場合も受益者負担金の徴収対象になることから、なかなか受益者の理解が得られず、村へは疑問やクレームが多く寄せられるとともに、年々未収金が増加していきました。

受益者負担金は原則 5 年 20 期の分割納付ですが、徴収する権利は 5 年で時効により消滅してしまいます。平成 24 年度までに時効消滅して徴収ができなくなった金額は、1 億 500 万円余りにもなりました。この原因として、単価設定が高かったことから、土地を多く所有する受益者の負担金額が高額になったことや、職員の時効に対する認識が不十分であったこと、急速に進められる工事や賦課・徴収事務に追われ、その結果滞納整理事務を怠ったこと、組織として税金の様な徴収体制をとらなかったことからであると考えております。

村議会では、この問題を極めて重要と捉えて、平成 24 年 7 月に「公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会」を設置して、計 15 回の委員会を経て平成 25 年 3 月の議会定例会において、調査の継続と業務の改善などについて委員長から報告がありました。

また、平成 24 年 12 月には、村民から住民監査請求が提出され、平成 25 年 2 月に監査委員から監査結果に伴う勧告がありました。

村では、ただ今申し上げます、議会特別委員会の委員長報告、あるいは監査委員からの勧告を真摯に受け止めて、過去の事務処理の状況調査と業務の総点検を行うために、従来の建設水道課を上下水道課と建設課に分課して課長を専任化するとともに、上下水道課に受益者負担金調査係長を 1 名配置して、この 1 年間対応してまいりました。

また、監査勧告に基づきまして、損害賠償請求権を行使するために、平成 25 年 4 月に「受益者負担金賠償判定審査会」を設置し、損害賠償判定について諮問したところ、8 月に職制の責任に応じた賠償金を負担すべきとの答申が出され、答申を尊重しながら必要な措置を決定しました。

措置の内容は、十二分に職員を管理監督して時効消滅を事前に防止すべき注意義務を怠った過失があったとして、私と副村長にそれぞれ 20 万円余、また適切な受益者負担金管理、十分な引き継ぎによって注意を喚起し、時効消滅の完成を阻止すべき義務を怠った重過失があったとして、2 名の課長に

それぞれ 30 万円余の損害賠償請求権を行使いたしました。

さらに、行政上の責任として村政運営に混乱をもたらしたことから、村政運営の責任者である私が給料月額を 100 分の 20、副村長が 100 分の 10 を、それぞれ平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの 3 ヶ月間減額することとしました。職員の懲戒処分等につきましては、職員懲罰委員会の具申を参考に、下水道事業受益者負担金徴収業務を開始した平成 6 年度から平成 23 年度までの間に下水道事業に携わった係長級以上の 6 名の職員に「職務上の義務に違反し、又は怠った」として懲戒戒告処分、13 名の職員に訓告処分、1 名の職員に口頭注意をいたしました。

一方、時効消滅により不良債権化していた未収金を、平成 24 年度の下水道事業特別会計決算において、1 億 500 万円余りを不納欠損額として計上したところ、議会 9 月定例会の決算特別委員会において、決算認定に付帯決議がなされました。

この付帯決議の中で、『「下水道受益者負担金問題」について職員全員にこれを認識させ、村として、この一連の経過を風化させないようにするために、下水道事業計画からのすべての事実を調査し、明文化して公文書として残し、常に活用できるようにすること。それとともに様々な見地から具体的な再発防止策を速やかに立てること。』との要請がありましたことから、これを尊重して、一連の調査結果と事務処理の検証結果をまとめ、それらを踏まえて再発を防止するための改善策をお示しするために、「白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書」を作成しました。この報告書の作成にあたりましては、報告書案ができた段階で、議員の皆様や職員に見ていただき、頂戴した意見を十分反映するように努めました。完成しました報告書は、議会 3 月定例会で議員に配布するとともに、白馬村のホームページに掲載いたしました。

さらに報告書の概要版を作成して、各地区を通じて村民の皆様配布させていただきましたほか、役場上下水道課の窓口でも配布をいたしました。また、ホームページからもご覧いただけるようにアップをいたしました。

信頼回復への道りは決して容易ではありませんが、一日も早く村民の皆様からの信頼が回復できますように、事務改善報告書で示す「再発防止の改善策」を確実に実現するために、理事者、職員共に取り組んでまいりますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。